

嘱託医業務特別約款

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。） 第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、被保険者の日本国内における嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故（以下「事故」といいます。）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 当社は、事故に起因する損害賠償請求（以下「請求」といいます。）が、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中になされた場合に限り、保険金を支払います。

第2条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
嘱託医	労働安全衛生法により定められた産業医（事業場の規模にかかわらず、同様の業務を行う者を含みます。）、人事院規則により定められた健康管理医、学校保健安全法により定められた学校医、児童福祉法により定められた保育所等の嘱託医をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害または被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）が保険契約締結時に事故の発生を知っていた場合（知っていたと合理的に推定される場合を含みます。）は、その事故
- ② 医療行為
- ③ 次に掲げるものの所有、使用または管理
 - ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
 - イ. 車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）、船舶または動物

- ④ 故意または重過失による履行不能または履行遅滞
- ⑤ 嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または嘱託医としての業務に関する対価の返還
- ⑥ 嘱託を受けていない間または嘱託が終了した後に被保険者が行った行為
- ⑦ 被保険者の支払不能または破産
- ⑧ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた口頭または文書もしくは図画等による表示
- ⑨ 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動
- ⑩ 被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する賠償責任
- ⑪ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為（過失犯を除きます。）またはその行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為（不作為を含みます。）に起因する賠償責任
- ⑫ 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する賠償責任
- ⑬ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑭ 他人の身体の障害または財物の損壊、紛失、盗取または詐欺に起因する賠償責任

第4条（事故の通知）

- （1）保険契約者または被保険者は、請求がなされるおそれのある事故の発生を知った場合は、遅滞なく、その具体的状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- （2）保険契約者または被保険者が保険期間中に（1）の通知を行った場合において、その事故により保険期間終了後10年以内に被保険者に対する請求がなされたときは、その請求は、この保険契約の保険期間の末日になされたものとみなします。
- （3）（2）の規定は、この保険契約が保険期間の末日までに失効または解除された場合には適用しません。
- （4）保険契約者または被保険者が正当な理由なく（1）の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （5）同一被害者に対して複数の被保険者が関与した事故については、そのうちの1人が（1）の通知をした時に他の被保険者も通知をしたものとみなします。

第5条（1請求の定義）

支払限度額または免責金額の適用にあたり、同一の原因または事由に起因する一連の請求は、請求の時もしくは場所または請求者の数にかかわらず、「1請求」とみなし、被保険者に対して最初の請求がなされた時にすべての請求がなされたものとみなします。

第6条（被保険者が死亡または廃業した場合等の特則）

被保険者が保険期間中に死亡または廃業した場合において、被保険者の死亡または廃業の前に被保険者が日本国内で遂行した嘱託医としての業務に起因して保険期間終了後10年以内に被保険者またはその相続人に対する請求がなされたときは、その請求は、この保険契約の保険期間の末日になされたものとみなします。

第7条（賠償の解決における被保険者の同意）

（1）普通保険約款第13条（損害賠償請求解決のための協力）（1）の規定にかかわらず、当社が損害賠償責任の有無またはその額について被害者と協定しようとする場合は、あらかじめ請求をなされた被保険者の同意を得るものとします。

（2）被保険者が正当な理由なく（1）に規定する同意をしない場合は、当社が支払うべき保険金の額は、次の額の合計額を限度とします。

① 普通保険約款第2条（損害の範囲）①の法律上の損害賠償金については、被保険者が（1）に規定する同意をしたならば賠償債務の額として確定したと認められる額（他の医師等が負担すべき額がある場合は、それを控除した額）

② 普通保険約款第2条②から⑤までに規定する費用については、当社が（1）に規定する同意を求めた時までに発生した額

第8条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。